

私道への公共下水道設置要領

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内の私道に対して、公共下水道施設（雨水管を除く。以下「施設」という。）を設置することにより、公共下水道の普及促進と生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「私道」とは、次に掲げる道路以外の道路をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び第3条に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(設置要件)

第3条 この要領の規定に基づき、施設を設置する基準は、次のとおりとする。ただし、管理者が公益上必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 私道部分が分筆され、道路としての形態を成し、通行の用に供されていること。
- (2) 一端以上が公共下水道の敷設されている公道に通じていること。
- (3) 施設設置のための工事が可能な幅員を有すること。
- (4) 施設を利用する家屋（公共下水道の設置されている公道に面している敷地の家屋を除く。以下「利用家屋」という。）の戸数が2戸以上あること。
- (5) 私道に施設を設置することについて、施設を設置する私道の所有者が施設の設置及び維持管理上障害となる制限を加えない旨の承諾をしていること。
- (6) 私道の使用料は無償とし、使用期間は施設の存続期間であること。
- (7) 私道の所有権を譲渡する場合には前2号の要件を新たな所有者に引き継ぐことを承諾していること。
- (8) 施設設置完了後、原則として利用家屋全戸が速やかに排水設備を設置し、水洗化を実施することが明らかであること。
- (9) 私道が法第5条1項の予定処理区域として同法第4条の認可を受けた日以前から存続していること。

(設置申請)

第4条 施設の設置を希望するものは、当該設置を希望するものうちから代表者を定め、私道内公共下水道施設設置申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 私道の所有者等の土地使用承諾書(第2号様式)
- (2) 位置図、公図写し及び土地登記簿謄本
- (3) 私道内公共下水道設置申請者名簿兼誓約書(第3号様式)
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(工事の施行)

第5条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたものについては、施設の工事を行うものとする。

2 前項の工事は、予算の範囲内において管理者の負担により管理者が施行する。

(完成後の措置)

第6条 前条の規定により設置した施設の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 施設の所有権は、管理者に帰属する。
- (2) 施設の維持管理は、管理者が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年8月22日から施行する。
- 2 この要領の施行前に富士市下水道使用料金等審議会運営に関する要領等を廃止する要領(平成24年8月22日)による廃止前の私道への公共下水道設置要領(平成16年10月1日)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。